地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び 「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」 に係る調査結果

平成28年1月19日 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ(第3回)



1 業務継続計画策定状況

業務継続性の確保の必要性

地方公共団体自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、 業務の継続性を確保することが必要。

業務継続計画

優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、 継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

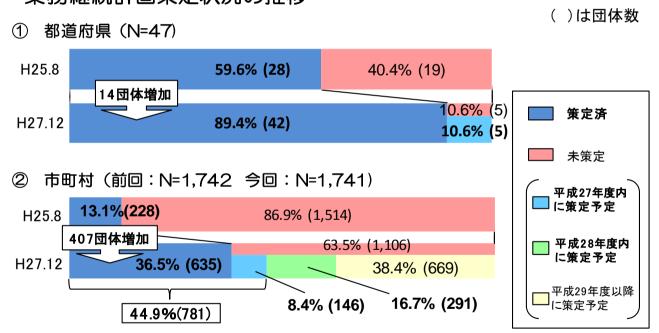
の策定が必要



市町村の策定を支援

小規模な市町村においても容易に重要なポイントを整理できるよう、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」(内閣府防災担当)を策定し、研修会等を通じて市町村を支援。

業務継続計画策定状況の推移



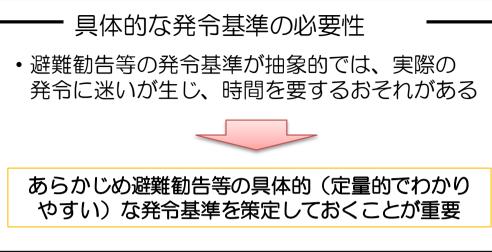
- 策定済団体が前回調査(平成25年 8月)から、都道府県で14団体、 市町村で407団体増加。
- 都道府県では、平成27年度内 に全ての団体で策定が完了する 予定。
- ・市町村では、平成27年度内に 781団体(44.9%)で策定が 完了する予定。

地方公共団体に対し、以下を周知

業務継続計画を策定していない市町村は、市町村のための業務継続計画作成ガイドを参考に、早期に業務継続計画を策定すること。

業務継続計画を策定している団体は、職員の教育や訓練等により実効性を高めるとともに、内容の充実を図ること。

2 避難勧告等の具体的な発令基準策定状況(水害)

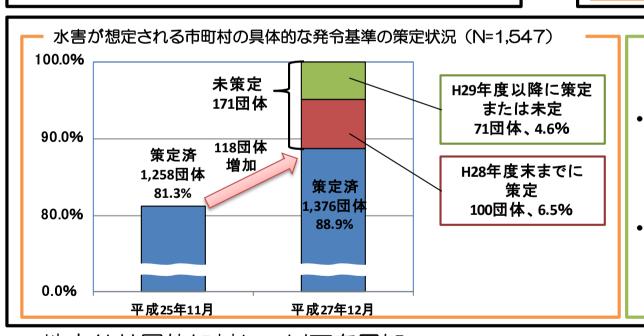


・避難勧告ガイドラインの概要

平成26年4月、ガイドライン(内閣府)の改定 により、避難勧告等の具体的な発令基準を例示 し、地方公共団体における策定を支援

【具体的な発令基準(水害)】

- 河川等水位 洪水予報(氾濫警戒情報等)
- 雨量気象警報注意報等



- 1,376団体(88.9%)で策定済となっており、2年前の調査より 118団体増加
- ・未策定の171団体のうち、28年度 末までに100団体が策定予定

地方公共団体に対し、以下を周知

避難勧告等の具体的な発令基準を定めていない市町村については、避難勧告ガイドラインを参考に、具体的な発令基準を策定すること。

併せて、夜間休日も含め発令に係る情報収集や判断ができるよう、宿日直体制や職員緊急参集体制をあらか じめ整備しておくとともに、平時からの訓練等の実施により発令に係る手順を確認しておくこと。

7